



事業概要

2025.4.1

地域経済の活性化や雇用の創出を図るため、市内で創業※される方に補助金を交付します。(予算上限に達した場合、年度内に受付を終了することがあります。)
 ※本補助金における創業の定義は、“事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始すること又は新たに法人を設立し事業を開始すること”です。

対象となる方

補助金の対象となるのは、次の要件をすべて満たす方です

- 市内で創業した中小企業者
- 本市の特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の発行を受けた方、又は社会起業家加速化支援プログラムに採択された方
- 創業1年未満の方
- 本市を納税地として、事業を営んでいる方
- 申請後3年以上の期間、創業した事業を継続する意思のある方

ただし、次の方は対象とはなりません。

- ✓ 大企業の子会社等
- ✓ フランチャイズ契約等に基づく事業を営む方
- ✓ 風営法上の風俗営業、性風俗関連特殊営業を営む方
- ✓ 暴力団関係者、創業者が暴力団関係者の法人、市税等の滞納者 など

補助対象経費/補助額

補助の対象となる経費・補助額は次のとおりです。
 (1) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の発行を受けた方
 <補助対象経費(税抜き)の1/2以内の額(上限額10万円)>

備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・創業に必要な設備又は備品(耐用年数1年以上、1点当たり取得金額10万円以上のもの)が対象です。 ・創業に係る準備期間中(創業した年度内に限ります。)に購入したものは対象となります。
-------	--

(2) 社会起業家加速化支援プログラムに採択された方
 <補助対象経費(税抜き)の1/2以内の額(上限額50万円)>

使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・創業した月から最大12か月分の月額賃料等となります。 ・既に支払った賃料等に限りります。 ・住居部分の費用は除きます。
工事請負費	<ul style="list-style-type: none"> ・創業事業所の開設に係る内外装工事費、設備工事費、自己用屋外広告物の制作及び設置に要する経費が対象です。 ・市内企業による施工に限りります。
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・創業に必要な設備又は備品(耐用年数1年以上、1点当たり取得金額10万円以上のもの)が対象です。 ・創業に係る準備期間中(創業した年度内に限ります。)に購入したものは対象となります。

申請方法

事前に産業雇用政策課あてご相談の上、補助金等交付申請書に次の書類を添付して、産業雇用政策課にご提出ください。

- *書類名の後に(※)のある書類は、ウェブサイトから所定の様式をダウンロードし、作成の上、原本を提出してください。
- *その他の書類は写しで結構です。

①全ての申請者が提出する必要がある書類

- 補助金等交付申請書 (※)
- 事業内容書 (※)
- 支出内訳書 (※)
- 同意書兼誓約書 (※)
- 特定創業支援等事業支援証明書又は社会起業家加速化支援プログラムの採択書類
- 開業届又は法人設立届出書
- 補助対象経費の支払いを確認できる書類 (領収書など)
- 振込先の口座を確認できる書類 (通帳など)

②許認可等が必要な業種で創業する方が提出する必要がある書類

- 営業に関する許認可等に関する書類 (営業許可書など)

③創業に当たり、他の補助金等の交付を受けている方が提出する必要がある書類

- 補助金等の対象経費の額が確認できる書類

<申請書等の作成に当たっての注意点>

- ①本市の特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の発行を受けた方と、本補助金の申請者(創業者)が異なる場合は、補助申請ができません。
- ②総事業費及び補助対象経費は税抜き金額です。
- ③補助金交付申請額は、千円未満端数切捨てです。
- ④着手日と完了日は次のとおりです。
着手日：開業した日、又は開業日より前に支払った一番早い補助対象経費の支払日
完了日：補助対象経費の支払日(複数ある場合には一番遅い日)、又は特定創業支援等事業支援証明書の証明書の日付のいずれか遅い方
- ⑤開業届又は法人設立届出書について
e-Taxで税務署へ提出した方：「受信通知」及び「申告書の控え」を提出してください。
書面で提出した方(令和6年12月まで)：税務署の收受日付等の押印があるものを提出してください。
書面で提出した方(令和7年1月から)：税務署への「保有個人情報の開示請求」により、取得したものを提出してください。
※詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。

申請様式のダウンロードや事業詳細の確認は市ウェブサイトから
URL <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/119/91135.html>

<お問い合わせ・申請先>

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23-7 郡山市産業雇用政策課
Eメール sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp
電話番号 024-924-2251

